

簡易・迅速・柔軟な人権救済(法務省の人権擁護機関の取組)

法務局・地方法務局及びその支局

人権相談

- 常設相談所, 特設相談所(市町村役場等)における相談(電話・面会)
- インターネットによる相談(パソコン・携帯電話)

人権侵害の疑いがあるとき...

人権侵犯事件として調査

(関係者からの事情聴取, 資料の収集など)

措置等

援助... 法律上の助言や関係する機関への紹介など。
調整... 被害者と相手方との関係の調整。

◆ 人権侵犯事実が認められた場合

要請... 被害の救済・予防のために実効的な対応ができる者に対し, 必要な措置を執るよう要請する。

説示... 反省を促し, 善処を求めるため, 文書又は口頭により事理を説示する。

勧告... 人権侵犯をやめさせ, 再発を防止するため, 人権侵犯の事実を摘示し, 文書により勧告する。

その他, 通告, 告発など。

◆ 人権侵犯の事実が認められない場合(侵犯事実不明確・侵犯事実不存在)

被害を相談



被害者

助言, 関係機関の紹介など

協力・連携



関係機関

人権救済

